

令和4年4月6日

保護者の皆様へ

会津支援学校長

新年度からの教育活動に伴う感染症防止対策について

日ごろより本校の教育活動に対し御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症においては、子どもたちの感染が依然多い状況にあり、「感染拡大防止重点対策」が、4月17日（日）まで延長されています。

つきましては、お子様の健康を最優先に考え、下記のとおり「**子どもを感染から守る**」ための感染症防止対策を講じながら、新年度の教育活動を実施して参りますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、今後感染状況の変化により、対応が変わる場合は、改めてお知らせいたします。

記

- 1 健康観察及び発熱等の風邪症状がある場合について
 - (1) お子様については、毎日、登校前の検温、健康状態を観察し、学級担任に報告をする。
 - (2) 同居する御家族についても、御家庭での健康観察、記録をする。
 - (3) お子様に発熱等の風邪症状がある場合は、登校を控え休養する。また、かかりつけ医等または受診・相談センターに相談し、指示に従う。
※この場合は出席停止とし、欠席扱いにはなりません。
 - (4) 登校後に、お子様の発熱、体調不良等の連絡があった場合は、早退の上かかりつけ医等を受診する。
※同居する御家族に同様の症状がある場合も登校を控えていただき、感染拡大防止に御協力ください。
- 2 登校時の留意点について
 - (1) 登校時の密を避けるために、分散された玄関から入校する。
 - (2) 時差登校（午前9時10分まで）推奨を活用し、登校時刻をずらす。
- 3 学校における感染防止対策及び教育活動について
 - (1) あらゆる場面で「3密」を避けた教育活動を実施する。
 - (2) 音楽等での歌唱指導を行う際は、必ずマスクを着用し、間隔を空けて行う。
 - (3) 調理活動は行わない。
 - (4) 体育や運動時は密を防ぎ、大声は出さない。
 - (5) 給食においては黙食の指導等を徹底する。
 - (6) 教室等のこまめな換気、手洗い、手指の消毒、マスク着用（不織布マスクを推奨）、咳エチケット、人との距離の確保等、基本的な感染防止対策を徹底する。
 - (7) ドアノブ、手すり、スイッチ等、触れる機会が多い箇所の消毒を徹底する。
- 4 陽性者または濃厚接触者等になった場合について
お子様または同居している御家族が、①陽性者や濃厚接触者となった場合、②PCR検査、抗原検査等を受けた場合は、速やかに学校（電話：0242-32-2242）へ連絡をする。
※学校が休業日（土曜、日曜日、祝日）の場合は教頭まで。
- 5 その他
陽性者や濃厚接触者、その御家族に対する偏見等による誹謗中傷、差別のないようにする。

（事務担当 教頭 電話0242-32-2242）

感染拡大防止重点対策 (特措法第24条第9項に基づく要請)

令和4年3月30日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

ポイント1

子どもを感染から守る

保護者

- ・登校前にご家庭で、**検温を始め体調確認**をお願いします。
症状があるときは登校は控えてください。
- ・ご家族に、感染者が確認された場合は、家族内の**児童・生徒が通う学校**を始め、関係する施設に**速やかに連絡**してください。

各学校・幼稚園・
保育所・
認定こども園・
放課後
児童クラブ・
学習塾・
スポーツ団体等

- ・**学習活動や部活動など、子どもたちの様々な活動における感染防止対策**を徹底してください。
○不織布マスクの正しい着用 ○人との距離の確保（できるだけ2m）
○こまめな換気（対角線上の窓を開けるなど） ○複合的な対策の実施
- ・**体調不良の児童・生徒は、無理をさせず帰宅**させてください。
- ・**先生や指導者の方も、体調管理の徹底**をお願いします。

21

ポイント4

感染が拡大している地域の皆さまへ

ご家庭で

濃厚接触者と分かったときには、すでに同居家族に感染しているケースが増えています。

- ◆濃厚接触者がいるご家庭では、**お互いにマスク着用や部屋を分けるなど、感染対策を徹底し、ご本人だけでなく同居するご家族も毎日の体調管理に注意**してください。
- ◆**同居するご家族が、濃厚接触者と判明した日から数日程度、出勤等を控える**などの検討をお願いします。

※オミクロン株の潜伏期間（感染してから発症するまでの期間）は、平均で3日（1～7日）程度です。
濃厚接触者となった家庭に症状があらわれないか注意して過ごす必要があります。

学校・幼稚園・保育所等で

状況に応じて、以下をご検討ください。

- ◆**少人数に分割した教育（保育）、大人数での行事や保護者参加行事の開催方法の工夫等**
- ◆**部活動やスポーツ少年団等における活動方法や活動時間の見直し等**

24